

賃上げ積極企業認定制度 申請要領

1. 認定の目的

2年に至るコロナ禍、昨今の世界情勢、原油や原材料高により、中小企業の状況はより厳しさが増している。そうした状況下にあっても、自助努力により従業員の人件費を前期と直近と比較して3%アップを行った中小企業・小規模事業者を「賃上げ積極企業」と認定するものです。

2. 認定の対象者

本認定の対象者は、(1)から(3)に掲げる要件をいずれも満たす者であることとします。

(1) 各務原商工会議所会員であること

※「賃上げ積極企業認定証交付に係る人件費増加の申告書(様式1)」の提出時点で会員であること。

(2) 中小企業・小規模事業者であること

※中小企業・小規模事業者とは、中小企業基本法の定義に基づき以下のとおりとする。

《中小企業者》

製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

《小規模事業者》

製造業その他	従業員20人以下
商業・サービス業	従業員5人以下

(3) 一人当たり平均賃金を前期と直近で比較し、前期から3%以上増加していること

※具体的な増加率の算出基準は次のとおり

①直近と前期の決算書から以下を計算

・(期首従業員数+期末従業員数) / 2 = 年間平均従業員数

・人件費 / 年間平均従業員数 = 一人当たり平均賃金

※人件費には、給与費、雑給、製造原価内の労務費、役員報酬、法定福利費は含めない

個人事業の場合は、専従者給与は含めない

②上記の「一人当たり平均賃金」を直近と前期と比較

③上記2が3%以上

3. 基本的な流れ

(1) 申請期間は令和4年4月11日から令和5年3月31日まで

(2) 必要書類の提出

①申請に必要な書類「賃上げ積極企業認定証交付に係る人件費増加の申告書(様式1)」および「直近・前期の人件費が記載してあるページの決算書」を提出してください。

(3) 認定証の交付

①中小企業・小規模事業者から「賃上げ積極企業認定証交付に係る人件費増加の申告書(様式1)」の提出がされ、各務原商工会議所が受領した日から3営業日以内に認定証を交付することとする。

②認定の有効期間は認定証交付日を起算日として、中小企業・小規模事業者の次回決算日から2か月が経過する日までとする。

4. 認定の周知

各務原商工会議所ホームページで公表します。

5. 問合せ先

各務原商工会議所 経営支援課 電話058-382-7101

問合せ時間 8:30~17:00(土日祝日、年末年始を除く。)